

健生食輸発0925第2号
令和8年9月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(アルゼンチン産落花生の総アフラトキシン及び中国産緑豆のチアメトキサム)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正: 令和8年9月11日付け健生食輸発0911第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、アルゼンチン産落花生の総アフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和8年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産緑豆についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加
 - ・アルゼンチン産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン
2. 別表第2から削除
 - ・中国産緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム
3. 別表第3から削除
 - ・中国産緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「HANDAN MENG DE FOOD CO., LTD」であるものに限る。)